

平成28年3月 井手町

3月定例会会議録

井手町議会

平成28年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月9日)

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 5
一般質問	1 5
谷田利一議員	1 5
1 雨水タンク設置助成制度について	
2 町ホームページのバナー広告について	
岡田久雄議員	1 9
1 地方創生加速化交付金について	
2 子育て支援の拡充、高校生までの医療費無料化について	
3 若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについて	
岩田 剛議員	2 6
1 農業用ダム等の防震対策について	
2 文化財の観光活用と保全対策について	
中坊 陽議員	3 1
1 府立特別支援学校開校後の周辺整備について	
2 交通安全対策について	
西島寛道議員	3 3
1 進路実現のための学力向上策について	
丸山久志議員	3 6
1 ボランティア団体、NPO法人等のサポート体制について	
谷田 操議員	3 7
1 太陽光発電設備の安全対策について	

2 井手地区共同墓地の管理について

3 カーブミラーの管理について

議案第12号	指定管理者選任につき同意を求める件	49
議案第13号	指定管理者選任につき同意を求める件	49
議案第14号	指定管理者選任につき同意を求める件	49
議案第15号	指定管理者選任につき同意を求める件	50
議案第1号	井手町行政不服審査法施行条例制定の件	50
議案第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	50
議案第3号	井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件	57
議案第8号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	58
議案第16号	平成27年度井手町一般会計補正予算(第4回)	60
議案第17号	平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)	67
議案第18号	平成27年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)	67
議案第19号	平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)	68
議案第20号	平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算(第4回)	69
議案第21号	平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)	70
散会		71
署名議員		72

第 2 号 (3月10日)

応招・不応招議員	73
出席・欠席議員	73
出席事務局職員	73
出席説明員	73
議事日程	75
開会	76

会議録署名議員の指名	7 6
議案第 4 号 井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例制定の件	7 6
議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改 正する条例制定の件	8 0
議案第 6 号 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例制定の件	8 1
議案第 1 1 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例制定の件	8 2
議案第 2 2 号 平成 2 8 年度井手町一般会計予算	8 3
議案第 2 3 号 平成 2 8 年度井手町国民健康保険特別会計予算	8 3
議案第 2 4 号 平成 2 8 年度井手町水道事業会計予算	8 3
議案第 2 5 号 平成 2 8 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	8 3
議案第 2 6 号 平成 2 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	8 3
議案第 2 7 号 平成 2 8 年度井手町介護保険特別会計予算	8 3
議案第 2 8 号 平成 2 8 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	8 3
議案第 2 9 号 平成 2 8 年度井手町多賀財産区特別会計予算	8 3
議案第 3 0 号 平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 回)	8 6
散会	8 7
署名議員	8 8

第 3 号 (3 月 2 3 日)

応招・不応招議員	8 9
出席・欠席議員	8 9
出席事務局職員	8 9
出席説明員	8 9
議事日程	9 1
開会	9 2
会議録署名議員の指名	9 2
議案第 3 号 井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件	9 2

議案第 7 号	井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 4
議案第 9 号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 7
議案第 10 号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 7
議案第 22 号	平成 28 年度井手町一般会計予算	1 0 1
議案第 23 号	平成 28 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 0 1
議案第 24 号	平成 28 年度井手町水道事業会計予算	1 0 1
議案第 25 号	平成 28 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	1 0 1
議案第 26 号	平成 28 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 0 1
議案第 27 号	平成 28 年度井手町介護保険特別会計予算	1 0 1
議案第 28 号	平成 28 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	1 0 1
議案第 29 号	平成 28 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 0 1
発議第 1 号	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書	1 0 8
	閉会中の継続調査の申し出について	1 1 0
	閉会	1 1 0
	署名議員	1 1 1

第 1 号（平成 2 8 年 3 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成28年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成28年3月9日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成28年3月9日午前9時57分 議長 木村武壽

閉会 平成28年3月9日午後3時49分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	岩田	剛	9番	谷田	操
----	----	---	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中谷 誠	議会書記	西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成28年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成28年3月9日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第12号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第6 議案第13号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第7 議案第14号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第8 議案第15号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第9 議案第1号 井手町行政不服審査法施行条例制定の件
- 第10 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第11 議案第3号 井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件
- 第12 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第16号 平成27年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 第14 議案第17号 平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
- 第15 議案第18号 平成27年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）
- 第16 議案第19号 平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第17 議案第20号 平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 第18 議案第21号 平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成28年3月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例会は、平成28年度当初予算等が提案され、審議する、まことに重要な定例会でございます。各議案につきましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

いよいよ春を迎えるとはいえ、寒暖の差が激しい日が続いております。議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成28年3月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、岩田 剛議員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月30日までの22日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの22日間に決定いたしました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件11件、同意案件4件、平成27年度補正予算6件、平成28年度当初予算8件、一般質問は

7名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

まず、日本を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核・ミサイル等の脅威とともに、他国による我が国の領海侵犯の頻発、また、国際テロ、サイバー攻撃といった国境を越えた安全保障に対する脅威が増大しております。あわせて、現在の世界では、どの国も一国のみからの平和と安全を維持することはできないという考えから、昨年9月19日、安倍政権が最重要課題に位置づけた集団的自衛権行使を限定的に可能にする安全保障関連法が可決成立し、新たな安全保障の枠組みとして構築されました。

一昨年1,300万人であった訪日外国人旅行者数は、昨年は1,900万人超となり、2020年の政府目標2,000万人を前倒し達成する勢いを示しています。予想を上回る日本観光ブームが訪れており、東京オリンピックを控え、今後さらに多くの外国人が我が国を訪れると予想され、経済への影響も大いに期待されております。その反面、国際テロなどの国境を越えた我が国への脅威に対する嚴重な防止対策を、国と地方が一丸となって取り組んでいく必要性を強く感じております。

また、毎年のように我が国では非常に甚大な被害をもたらす災害が多発しております。昨年9月には関東・東北豪雨が発生し、茨城県常総市では、鬼怒川の堤防の決壊により5,000軒以上の家屋が全半壊するなど、大きな被害が出たことは記憶に新しいところであります。木津川に隣接する本町としても、他人事とは思えない状況を目の当たりにして、さらなる防災対策の強化に取り組んでいかなければならないと決意も新たにしているところであ

ります。

一方、平成27年度の我が国の経済は、いわゆるアベノミクスと言われる、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、昨年に引き続き雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いているとされています。

このような中、日本銀行は平成28年1月29日、政策委員会・金融政策決定会合において、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するため、マイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入することを決定しました。今後は、量、質、金利の3つの次元で緩和手段を駆使して金融政策を進めていくこととしています。このような政府、日銀の動きにあわせて、平成28年度の経済の見通しとしては、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環がさらに進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるとしています。

次に、平成28年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

経済再生と財政健全化の両立する予算として示された一般会計の規模は9兆7,218億円、前年度比3,799億円、0.4%増で、基礎的財政収支対象経費は7兆3,097億円、前年度比2,185億円、0.3%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、平成28年度の国債発行見込み額は、平成20年度以来8年ぶりの低さとなる約3兆4,000億円、平成28年度末公債残高は、平成27年度より約2兆6,000億円ふえて、約8兆3,800億円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は1兆3,811億円、前年度比1兆1,404億円、7.8%減となっております。

次に、平成28年度の地方財政対策についてであります。

地方財政対策においては、地方税収が1兆2,000億円の増収となる中で、地方交付税は減少幅が最小限にとどめられ、ほぼ前年度並みの1兆6,000億円が確保されています。また、臨時財政対策債は4兆5,000億円から3兆8,000億円に縮減されており、これらの結果、地方の一般財源総額は、平成27年度を0.1兆円上回る6兆6,792億円が確保されています。

次に、平成28年度の税制改正についてであります。

税制改正においては、大変心配しておりましたゴルフ場利用税については堅持できましたし、償却資産にかかる固定資産税につきましても、中小企業の生産性向上のためということで、平成28年度から3年間に限り、総額で180億円程度減税されるものの、現行税率は維持することができました。しかし、償却資産にかかる固定資産税につきましては、年間総額1.5兆円からすれば、3年間で180億円程度の減収は小さな額ではあるものの、昔から「蟻の一穴」という言葉がありますように、決して広がることのないよう、今後とも注意していく必要があると考えております。

また、来年4月の消費税10%の引き上げに合わせて、地方法人課税の偏在是正がさらに進められ、自動車取得税廃止に伴う代替財源として、取得時の環境性能割が創設されることとなっております。

このようなことから、地方から見れば平成28年度の地方財政対策や税制改正につきましては、一定評価できる内容と考えております。

昨年、5年に1度の国勢調査が実施されました。速報値で既に公表されているとおり、調査開始以来初めて日本の人口が減少に転じました。全国の市町村でも82%から83%が減少し、京都府内においても26市町村のうち20市町村が減少しており、特に4町村については減少率が10%を超えている状況にあります。本町の場合も531名、率にして6.29%の減少となり、現行の交付税の数値で試算をしますと、約7,000万円と大幅な減収となる見込みであります。

人口の多少にかかわらず標準的な行政が行えるようにつくられた段階補正が、平成14年度からの3カ年で約2,000億円減少されました。この間、町村会を中心に、国に対して強く要望してきたことで、700億円は確保されたものの、まだ1,300億円、率にして65%は復元されていない状況にあります。段階補正見直しの理由はいろいろ言われておりますが、その狙いは兵糧攻めによって町村の合併を推進させることにあったと思っております。それだけに、これからも町村会を中心に、1,300億円が復元されるよう、しっかり取り組んでいく必要があると考えております。

次に、平成28年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て、はえある町長

に就任以来、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一丸となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路、下排水路などの生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業や観光振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることなく推進してまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食い止めるかです。そのためには、利便性の向上を図るためのJR奈良線の複線化や、雇用の創出、税収の確保のための白坂地区等への企業誘致、そして、住宅地をはじめ開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備が最も重要であると考えております。これからの数年間は、この三つの事業が確かなものにできるかどうか、大変重要な時期になるものと思っております。平成28年度もこれらの事業が実現に向けて着実に前進できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、昨年10月には、有職者などの意見をお聞きしながら井手町地域創生計画を策定いたしました。目標値の多くが平成31年度末となっておりますが、これは地方創生法が平成27年度から平成31年度までの5年間で進めていくということでもあります。今回の補正予算でも地方創生交付金を見込んだ事業を計上しておりますが、今後も国の交付金を活用しながら、しっかりと地域創生計画の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るため、庁舎建設に向けた検討をはじめ、JR奈良線高速化・複線化第二期事

業の関連事業であります、JR山城多賀駅へのエレベーター設置及びJR玉水駅の駅舎橋上化を含む周辺整備、さらには平成32年4月に開校予定であります京都府立特別支援学校への通学路となる町道整備などにつきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないように、所要の経費を計上させていただいております。

なお、平成28年度においては、歳入の柱の一つであります普通交付税が国勢調査による人口減少の影響で大幅な減額となり、一般財源が不足いたしますが、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが後退することのないよう編成を行っております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましても、極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、平成28年度一般会計予算の総額は42億1,100万円で、前年度と比較いたしまして3億3,100万円、率にして8.5%増となり、特別会計予算と合わせますと、総額は71億809万2,000円で、前年度と比較いたしまして4億6,486万2,000円、率にして7%増となっております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町行政不服審査法施行条例制定の件ほか、28件の案件につきましても、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第11号までの11件は、条例の制定並びに一部改正であります。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも行政不服審査法の改正に伴う条例の制定であります。

議案第3号は、上下水道事業の効率的かつ円滑な運営の確保に必要な事項を調査及び審議していただく機関を設置するための条例の制定であります。

議案第4号は、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第5号は、地方公務員法の改正に伴う関係条例の一部改正であります。

議案第 6 号は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 7 号は、非常勤の特別職に専門委員を設けるための条例の一部改正であります。

議案第 8 号は、人事院勧告等に基づく給与条例等の一部改正であります。

議案第 9 号及び議案第 10 号は、いずれも介護保険法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 11 号は、行政不服審査法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 12 号から議案第 15 号までの 4 件は、いずれも契約期間満了に伴う指定管理者の選任についてでありまして、ご同意願いたく提出するものがあります。

議案第 16 号は、平成 27 年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 1 億 1,614 万 9,000 円の増で、補正後の一般会計予算は 41 億 466 万 4,000 円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。基金運用益を各基金への積み立てに 1,482 万 8,000 円、国の地方創生加速化交付金を活用し、空き家対策と定住促進を図る「交流人口拡大・定住促進プロジェクト」に 1,250 万円、新たに国が定めたセキュリティ対策を構築するための情報セキュリティ強化対策事業に 4,340 万円それぞれ計上いたしますとともに、社会福祉とまちづくりに役立ててほしいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして、基金積み立てに 71 万 9,000 円計上いたしております。

次に民生関係であります。地方創生加速化交付金を活用し、誰もが生き生きと暮らせるまちを目指す「生涯活躍のまちプロジェクト」に 2,296 万 8,000 円、各種事業の精算等による返還金に 356 万 9,000 円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。地方創生加速化交付金を活用し、京都府と山城地域の市町村とが広域連携し地域づくりを進める「お茶の京都広域観光振興事業」に 1,890 万円、同じく地方創生加速化交付金を活用し、木津川市と城陽市と連携し地域づくりを進める「山背古道広域観光振興事業」に 1,198 万 8,000 円それぞれ計上いたしますとともに、本町の観光資源の

一つであります地蔵院のしだれ桜を守る活動の補助に20万3,000円計上いたしております。

次に消防関係であります、京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に434万8,000円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金7,336万8,000円、財産収入1,554万円、寄附金71万9,000円、繰越金2,092万2,000円、町債560万円を計上いたしております。

議案第17号から議案第21号までの5件は、いずれも平成27年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第22号は平成28年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります、地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に984万円計上いたしております。

次に総務関係であります、防災の拠点となる新たな庁舎建設に向けた新庁舎建設検討会議に77万3,000円、温室効果ガス削減を図るためのLED照明整備に250万円、新たに5カ年で計画しております街灯のLED整備に480万円、泉ヶ丘中学校の国際交流・海外派遣事業のさらなる充実をはじめ、これからの国際化を見据え、国際感覚にすぐれた職員を育てるため、自治体国際化協会職員派遣事業に507万5,000円、ふるさと納税をしていただいた方への謝礼費用に50万円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業など他会計への繰り出しに4億8,693万8,000円それぞれ計上いたしますとともに、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに交安灯の電気料補助に192万2,000円、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に2,505万6,000円、参議院議員通常選挙費に534万6,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります、障害者福祉対策や地域福祉対策では、バリアフリー検討委員会の意見を反映したバリアフリー整備に286万円、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に2,073万1,000円、障害者自立支援事業に2億640万2,000円、地域生活支援事業、身障児者補装

具購入補助などに1,260万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して暫定的・臨時的に措置される臨時福祉給付金の支給事業に761万4,000円、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として実施される年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事業に3,651万9,000円それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,080万9,000円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に952万3,000円、後期高齢者医療負担金に8,900万円それぞれ計上いたしております。

医療対策では、老人医療に1,437万円、子育て世代等への医療費助成に2,280万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に3,265万円それぞれ計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に1億1,679万4,000円、保育園運営費に2億3,799万7,000円、子育て支援センター運営費に652万3,000円、一時預かり事業に564万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5,000円、病気中の児童を一時的に預かることで保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育事業に20万円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難となった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に7万8,000円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係であります。65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を含めた予防接種事業に2,861万9,000円、55歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診や、その他のがん検診についても受診率向上を図るために全て無料で受診できるよう、健康増進事業に1,458万7,000円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに292万9,000円、妊婦健康診査に795万5,000円、養育医療費に75万4,000円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、

薪ストーブ等の設置補助に45万円計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に4,600万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に142万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります、有害鳥獣駆除に535万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります、商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に750万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、中小企業の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に100万円それぞれ計上いたしますとともに、地域の消費喚起と生活支援を図るために商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に1,230万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている井手町百縁商店街事業の補助に25万円、町の活性化のために商工会青年部が実施されている婚活支援事業の補助に10万円それぞれ計上いたしております。

また、町内での企業の立地を促進し地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に3,000万円計上いたしております。

次に土木関係であります、道路事業では、道路幅員が狭小で車両の離合困難な箇所を改良を図るための町道1号線道路改良に500万円、歩行者スペースを確保し安全を図るための町道5号線道路改良に500万円、道路幅員が狭小で緊急車両の進入が困難であるため、道路を拡幅し交通の円滑化を図るための町道11-8号線道路改良に7,000万円、町道44号線ほか道路改良に1,000万円、自然と歴史的景観を生かして、山背古道を訪れた人々にいにしへの風情を感じていただけるよう、歴史と自然が薫る道づくり事業に1,000万円、駅のバリアフリー化を図るためJR山城多賀駅エレベーター整備に2億4,755万4,000円それぞれ計上いたしますとともに、平成32年4月開校予定の京都府立特別支援学校への通学路となる町道整備に1億700万円計上いたしております。

河川事業では、年次計画に基づき実施いたしております下排水路改修に5,581万円計上いたしております。

都市計画事業では、京都府が実施する都市計画事業の整備に係る負担金に2,565万円、JR奈良線高速化・複線化関連事業でありますJR玉水駅

橋上化に向けたＪＲ玉水駅周辺整備に１億３，７９９万１，０００円それぞれ計上いたしております。

住宅管理では、空き家となっている改良住宅等の改修に８５４万円、町営住宅の長寿命化を図るための町営住宅長寿命化改修に８，７００万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に１億６，３６８万５，０００円、円滑な消防活動を行えるよう消防団資機材購入に６００万円、防災マップ作成業務に８５０万円それぞれ計上いたしますとともに、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のため、耐震性の防火水槽設置に２，０００万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。全ての泉ヶ丘中学校の生徒が卒業までに英検４級の取得を目的とした英検チャレンジ推進事業に１６万円、オーストラリアの姉妹校の生徒を受け入れるための費用に１００万円それぞれ計上いたしますとともに、児童の学習意欲を高めるとともに、学力向上を目指す数検チャレンジ推進事業に１５万円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに１，１３７万６，０００円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られている文化祭に３５２万８，０００円それぞれ計上いたしますとともに、青少年を育てる会をはじめ各種団体助成に８１万７，０００円計上いたしております。

また、石橋瓦窯跡の保存活用のための史跡整備に３６９万７，０００円計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に３，６４４万１，０００円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に７０万円、体育協会をはじめ各種団体助成に３６０万円、給食センター施設整備に６３０万円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源１４億４，９２５万１，０００円、町税や地方交付税等の一般財源２７億６，１７４万９，０００円を計上いたしております。

議案第２３号から議案第２９号までの７件は、いずれも平成２８年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予

算全体の総額は28億9,709万2,000円で、前年度と比較いたしまして1億3,386万2,000円、率にして4.8%増となります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から1月分、2月分の例月出納検査結果報告、上下水道課より上水道水質検査結果書を受領しましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1番、谷田利一です。私の方からは、通告書に基づき2点についてご質問いたしますので、よろしくお願いたします。

1点目、雨水タンク設置助成制度についてでございます。

雨水の利用の推進に関する法律が平成26年5月1日に施行されました。この法律は、近年の気候変動などに伴い、水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑みて、雨水利用の推進に関し、国などの責務を明らかにするとともに、基本方針などの策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を促進し、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川などへの雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的としております。

ここに出てきます雨水利用とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯

留された雨水をトイレや散水などの用途に使用することであり、同法第2条でも定められております。また、基本方針では、国土交通大臣が雨水の利用の推進に関する基本方針を定め、都道府県は都道府県方針を、そして市町村は市町村計画を定めるとなっております。

現在、京都府内の雨水タンク設置補助制度の実施状況ですが、多くの自治体が行われております。

住民は、雨水を流してしまうものではなく、庭の水やりや災害時のトイレの水、また浄水器をつければ飲み水にも利用できるとして、家庭での雨水タンクに井手町として助成することを望まれております。

ぜひ本町でも、降雨時に河川の洪水を防止する、そういう治水対策や省資源対策の一環として、雨水の効果的な利活用を図るために、雨水タンクを設置した方にその費用の一部を助成する雨水タンク設置補助制度を実施すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

2点目に、町ホームページのバナー広告についてでございます。

最近では、パソコン、タブレットの普及で、多くの住民が使用されています。本町のホームページも多くの方が閲覧されるようになっているのが現状です。

そこで、新たに、町の財源確保と地域経済の活性化を図るため、企業や商品のPRとイメージアップに利用していただくために、町ホームページにバナー広告の募集をされてはいかがかと思っております。近隣市町を見ますと、ホームページのバナー広告を取り入れていないのは本町と笠置町のみであります。早い時期にバナー広告の募集の導入をされてはと思っておりますが、本町の考えをお伺いいたします。

また、月1回発行の町広報「広報いで」のように、行政発行の広報にも、町の新たな財源を確保し町民サービスの向上を図ることを目的に、多くの市町村が企業広告採用に取り組まれています。本町においても、町広報「広報いで」に企業広告を取り入れてはどうかと思っておりますが、これについての取り組みについても、本町の考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の雨水タンク設置助成制度についてであります。近年の気候変動等に伴い、水資源の循環の適正化への取り組みが課題となっていることを踏まえ、雨水の利用の推進に関する法律が平成26年5月に施行されました。

これを受けまして、京都府でも、近年頻発する短時間豪雨に対する防災や雨水の利活用に役立てるための雨水タンク設置助成制度（マイクロ呑龍）が平成27年8月10日に創設されました。

本町では、この制度の導入に当たり、事前に利用希望の意向調査を平成27年6月に行ったところ、11名の希望者にとどまったところであります。また、現在この制度を実施している自治体は、京都府のデータで確認したところ、6市2町にとどまっております。

このようなことから、利用希望者や近隣自治体の動向等を勘案し、現時点では制度導入は未定としております。今後、希望者の増加や近隣自治体の制度導入状況を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2点目の町ホームページのバナー広告についてであります。議員ご指摘のとおり、町の資産を広告媒体として活用することは、自主財源の確保や地域経済の活性化のために有用な手段であると考えております。しかし、本町で広告欄を開設しても、地元業者からの掲載はないのではと思っておりますが、今回、議員からご指摘もいただきましたので、一度商工会を通じて確認してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 前向きな回答、ありがとうございます。

雨水タンク設置補助事業については、前向きに一日も早い実施をしていただきますように要望していきたいと思っております。

バナー広告についてですが、これは、費用もかからずに財源確保ができることから、ただいまおっしゃいましたように、地元の企業以外に、近隣市町では、地元以外の企業から多くの企業が広告を出されています。その現状か

ら、ぜひ町外業者にも広く呼びかけていただき、早期の取り組みを要望したいと思います。

また、ホームページに関してですが、以前より他の議員も意見を多く出されておりました、ふるさと納税の特典について、また、ごみ分別方法についてであります、どちらも前向きな答弁をいただいておりますが、以後、現在、今日、まだ取り組みの進展が見られません。努力されていることとは思いますが、これらについても、早い時期に研究・検討いただけますように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田利一議員のご要望でございますが、バナー広告について、本町の考え方を少し述べておきたいと思います。

まず、谷田利一議員の方からは、町外企業にも呼びかけてバナー広告をとということをご提案いただいているわけですが、本町におきましては、人口減少が最大の課題であるということから、商工業をはじめ、さまざまな分野で活性化が失われているというのが現状でございます、地元商工業の活性化のために、さまざまな補助事業なり、プレミアム商品券、また百縁商店街をはじめ、商工会事業に対する取り組みも支援を申し上げているところでございまして、町外の企業さんの広告を町のホームページなり広報誌に載せるということで、消費者がさらに外へ出て購買されるということを促すような取り組みについては、本町としては、地元の商工業の発展のためにいかなかなという考え方に基つきまして、町内の業者に限って、バナー広告の希望があるかどうかという意向調査をしたいという考えを申し上げたところであります。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） 今の答弁、わかります。よく理解できるんですけども、町外企業というのは、僕が見た限りでは、地元にはない企業というか、例えば医療関係です。地元にはない医療関係なんかが出されておる。例えば宇治田原町だったら、宇治田原町に医療の施設がない。そういう施設がないがために町外の業者が出されるというような、そういう方法がありますので、そういうところは取り入れてもいいのかなというように私は思いますけど。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 医療関係につきましても、町内の診療所がございます。

それらの方々が町内でいつまでも診療所を開設いただくということが一番大事でありますので、加藤医院がなくなりまして、やはり住民の方が大変お困りになったという声も聞いておりますので、できる限り、それぞれの業種について、どれだけ地元企業なり商工業に影響があるのかということを考えながら、町としてはバナー広告の取り扱いを決めていかなければならないというふうに考えております。

また、例で申し上げますと、久御山町はそういうことから、町内の企業に限ってバナー広告を募集されておりますが、1社もないという状況でございます。痛しかゆしのところがあるのかなという思いであります。

また、先ほど、答弁漏れをしておりました。ふるさと納税の取り組みのことについてご質問がございまして、これについては、先ほどの町長の提案説明でもございました28年度当初予算に係る経費を計上いたしまして、28年度から取り組みに力をさらに入れていくということで、今後、その取り組みについて見守っていただければというふうに考えております。

また、ごみの分別収集につきましても、谷田議員からご質問いただいた後に、ホームページでわかりやすい図解入りで、ごみの分別についてのホームページの更新をしてきたところでございます。さらに検討の余地はあるとは思いますが、一定の取り組みはやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(木村武壽) 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田久雄議員。

3番(岡田久雄) 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の3点について、一般質問をいたします。

まず最初に、地方創生加速化交付金について質問いたします。

一億総活躍関連予算などを盛り込んだ総額3兆3,213億円の平成27年度補正予算が、1月20日、参議院の本会議で可決成立しました。一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、希望を生み出す強い経済を実現す

るため、また、子育て支援や安心につながる社会保障も含め、新三本の矢の取り組みに貢献するため、地方創生加速化交付金が1,000億円の補正予算額で創設されています。スケジュールとして、2月中旬に交付申請、3月下旬までに交付決定されると聞いています。

そこで、次のことについて質問いたします。

1、本町ではどのような事業を申請されたのか。また、その事業概要及び申請額、補助率についてお伺いします。

2、地方創生加速化交付金の活用については、京都府と連携を図っていくことがより効果があると考えますが、京都府との連携についてはどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

次に、子育て支援拡充、高校生までの医療費無料化について質問します。

本町においては、他市町村に先駆けて、今日まで、段階的に子育て支援の充実策として、乳幼児から中学生までの医療費が無料化される支援策が実施されています。子育て世代の住民からは大変喜ばれており、また、近隣市町村にも大きな影響を与え、本町と同様の支援をする自治体もふえてきています。

しかし、最近、高校生までの医療費を無料化する自治体が全国的に徐々にではありますが、ふえてきております。子育て世代の住民の皆さんからは、本町においても、さらなる支援策として、高校生までの医療費無料化を願う声が私のもとにも寄せられています。

そこで、次のことについて質問します。

1、乳幼児から中学生までの町の医療費助成額の、26年度決算額及び27年度の決算見込み額についてお伺いします。

2、高校生までの医療費無料化の拡充についての本町の考えをお伺いします。

次に、若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについて質問します。

近年、若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題です。本年夏の参議院選挙から、選挙権が18歳に引き下げられます。公職選挙法の改正で、全有権者の約2%に当たる18歳から19歳の若い有権者が約240万人ふえることとなります。今回の公職選挙法の改正は、こう

した若者に、選挙を通して政治への参加を強く求めています。

そこで、次のことについて質問します。

1、過去3回の本町における国政選挙での、20歳から24歳までの若者の投票率についてお伺いします。

2、本町では、新しく有権者になれる18歳から19歳の若者は何人おられるのか。

3、新しく有権者になれる18歳から19歳の方に、正しい選挙活動や投票の仕方など、詳しい説明の冊子を作成し、選挙に参加されるよう呼びかけることが重要だと思います。本町ではどのように考えておられるのか。

4、18歳になったときにスムーズに選挙に参加することのできるよう、中学生には選挙制度の仕組みや選挙の意義等について、今まで以上の学習や指導が必要だと考えますが、本町ではどのように考えておられるのか。

5、投票所には多くの職員が配置されており、住民より、何か見られているようで行きにくいとの声も聞きます。もう少し簡素化されてはと思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（木村武壽） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、2点目のご質問にお答えいたします。

本町の子育て支援医療費助成制度は、乳幼児及び児童・生徒の医療費を助成することにより、健やかに子供を産み育てる環境づくりの一環として、乳幼児及び児童・生徒の健康の保持・増進を図ることを目的に、平成5年10月から実施してまいりました。

また、人口の減少が続く中、子育て世代の流出防止や移住による人口増の効果もある対策として、平成21年9月から助成対象を入院、通院とも中学校卒業まで拡充し、さらに平成24年4月からは完全無料化としてきております。

一つ目の、町の医療費助成額の平成26年度決算額及び平成27年度決算見込み額につきましては、平成26年度は約2,300万円、平成27年度は約2,000万円を見込んでおります。

二つ目の高校生までの医療費無料化の拡充につきましては、平成27年度

国勢調査において、本町の人口は速報値で531人減少していることから、平成28年度の地方交付税に用いられる数値はまだ明らかになっておりませんので、平成27年度の算定に用いられている数値で地方交付税の影響額を試算いたしますと、約7,000万円の大幅な減収となる見込みであります。もちろん、平成27年度の国勢調査人口は平成28年度の地方交付税から5年間用いられることとなります。

教育や福祉は、一度実施すれば簡単には後退させることができませんので、平成28年度の財政状況等を十分見きわめながら判断してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 1点目の地方創生加速化交付金についてであります。一つ目のご質問の本町が申請している事業概要等につきましては、本町では単独事業分として二つ、また広域連携事業分として京都府や他市町村との連携事業二つの、計四つの事業を申請いたしております。

単独事業分としては、まず、空き家の除却や空き家の利活用を促し、人口減少を食いとめる取り組みとして、交流人口拡大・定住促進プロジェクトに1,250万円を申請いたしております。具体的には、現在実施しております空き家実態調査の結果をもとに、特定空き家等判断業務の取り組み、一方、空き家再生支援の取り組み、また、京都産業大学井手応援隊の活動の拠点となる空き家の借り上げなどを予定しております。

次に、生涯活躍のまちプロジェクトに2,296万8,000円を申請いたしております。具体的には、高齢者を対象とした集団運動プログラムや認知症予防事業、高齢者教室の開催、また、新たに若年層を対象とした生活習慣病予防健康診査や保健センターの改修などを実施してまいりたいと考えております。

広域連携事業分としては、まず、お茶の京都広域観光振興事業に1,890万円を申請いたしております。本事業は、お茶の京都構想に基づき、京都府と山城地域の市町村とが広域観光と交流促進を核とした地域づくりにつながる取り組みであり、お茶の京都の取り組みとあわせて、現在策定を進めております、まちづくりセンター椿坂周辺整備計画を早期に実施するために、

今回の交付金を申請したところであります。

具体的には、地域の特産品や山城地域のブランド力を高める地域商社「お茶の京都DMO」の設立や、地域資源を活用した取り組みとして玉川の名水を活用した取り組みなどを進め、観光振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、山背古道広域観光振興事業に1,148万8,000円を申請いたしております。本事業は、木津川市、本町、城陽市を結び、沿線に多くの歴史的広域観光資源を有する山背古道の魅力をさらに高めることで、交流人口の拡大や地域経済の循環を一層進める取り組みであります。

具体的には、現在急激な伸びを示している訪日外国人にも広く情報発信・誘客するための、多言語対応型観光アプリの作成や観光サインの整備などを実施してまいりたいと考えております。

以上の四つが今回申請しております事業の概要でありまして、本交付金の補助率につきましては10分の10となっており、今回の補正予算で計上いたしております。

二つ目のご質問の京都府との連携事業につきましては、今回の交付金では、お茶の京都広域観光振興事業が京都府との連携事業となっております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目の、若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについてであります。一つ目の過去3回の本町における国政選挙での20歳から24歳までの投票率につきましては、公職選挙法施行令の規定により、投票に関する書類の保存期間は、当該選挙に係る議員もしくは長の任期間と定められておりますので、それらの規定に基づき、過去3回の国政選挙で申し上げますと、平成22年7月執行の参議院議員通常選挙では、有権者数411人、うち投票者数170人、41.36%、平成25年7月執行の参議院議員通常選挙では、有権者数380人、うち投票者数155人、40.79%、平成26年12月執行の衆議院議員総選挙では、有権者数400人、うち投票者数154人、38.50%であります。

二つ目の、新しく有権者となる18歳から19歳の人数につきましては、本年2月末日現在で170人であります。

三つ目の、新しく有権者となる18歳から19歳の方への周知方法につきましては、先日、京都府選挙管理委員会から送付されたポスターやビラを町内の公共施設などに掲示・配置するとともに、本年の夏には参議院議員通常選挙が予定されていることから、これとあわせて、今回の選挙から18歳、19歳の方も投票ができる旨、広報やホームページにて周知してまいりたいと考えております。

五つ目の投票所の職員配置につきましては、議員ご指摘のような声もこれまでから伺っておりまして、その声にお応えすべく、6カ所ある投票所の職員数は90名程度でありましたが、平成22年の参議院議員通常選挙以降に執行された選挙では、10名程度減らしてきたところであります。

なお、各投票所では、投票所に来られた方がスムーズに投票していただけることはもちろん、いつでも高齢者や体の不自由な方が来られても対応ができるよう、また、交代要員も含めて必要最小限で職員配置をしておりますので、職員を減らすことは困難であると考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 四つ目の、中学生への選挙制度の仕組みや意義等の学習・指導につきましては、議員ご指摘のとおり、選挙権の18歳への引き下げにより、主権者としての自覚を育む取り組みが今まで以上に求められております。

中学校では、主に社会科、公民の分野において、国や地方自治体における政治のしくみ、政党の役割、選挙の意義など、国民として積極的に政治に参加することの大切さを指導してきております。来年度以降使用する教科書では、選挙に関する記述が拡充され、模擬投票などの活動も掲載されておりますが、泉ヶ丘中学校では、既に6年前から模擬投票を年間指導計画に取り入れ、授業が実施されてきたところであります。

また、現在、小・中学校では総合的な学習の時間等において、町内のフィールドワーク、清掃ボランティア活動、職場体験学習等を実施したり、泉ヶ丘中学校生徒会代表者が玉水駅駅舎デザインワークショップに参加したりしておりますが、このような取り組みも、町に誇りを持ち、将来を担う主権者としての意識の醸成につながっていくものではないかと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） まず最初に地方創生加速化交付金についてでございますけれども、今回提出されております平成27年度補正予算案の収入の部に、地方創生加速化交付金として6,585万6,000円計上されております。まずは、大変努力していただき、予算を確保していただいたことに、高く評価をさせていただきたいと思っております。

今お聞きいたしました事業を実施していただくんですけども、それらの事業がスムーズに進展されますよう、職員の強化や補充も必要と考えますが、町ではどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

その次に、子育て支援の拡充、高校生までの医療費無料化についてですけども、町長から答弁いただきまして、ありがとうございました。

私ごとではありますけども、私の友人が、井手町は子育てに手厚いということで、結婚して井手町に引っ越してこられた方がおられます。また、同じような思いで、考えで井手町に引っ越してこられた方もおられると思っておりますので、ぜひとも拡充の方をよろしくお願いしたいと思っておりますとともに、これらの方が井手町に、今、アパートに住んでおられるので、井手町の中で住んでいただくという、井手町で定住していただくという取り組みも、これから重要になってくるんじゃないかなというように思いますので、井手町で新しく家を建てられるような住宅適地の開発もぜひともお願い申し上げまして、これは要望とさせていただきます。

私の一般質問を終わらせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 地方創生加速化交付金の予算に絡みまして、これは補正予算で今ご議論いただくわけではありますが、これらに対応、執行するために職員の強化といいますか、補充等についてのご質問でございます。

本町におきましては、これらの事業を期間内に達成しながら、人口減少を食いとめる一助になればという考え方のもと、新年度からは、地域創生を推進するための部署を検討してまいりたいと、今検討しているところでございますので、今後、それらに向けまして取り組みをする専門部署につきまして

も、議員ご指摘のとおり、取り組みをしていきたいと考えております。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4 番（岩田 剛） 4 番、岩田 剛です。既に通告いたしておりますとおり、2 件につきまして質問をさせていただきます。

まず 1 点目であります、農業用ダム等の防震対策についてでございます。

本町の防災対策は、水害の発生防止と水害発生時の対策を中心にその対応策が検討されておりました、年々、内容が充実を図られております。ただ、昭和 28 年の南山城大水害の発生時、本町では玉川上流の大正池、それから二ノ谷池の決壊が玉川下流に壊滅的な損害を発生させたことを考えたとき、玉川上流にある大正池の強度が大変重要であることが認識できます。どんな豪雨に見舞われても大正池は絶対大丈夫なのだろうか、決壊しないだろうか、心配するのは取り越し苦労なのでしょうか。

いつ起こってもおかしくないと言われております東南海・南海地震に襲われた場合、京都府が管轄する農業用ダム等に関し、以下のことについてお伺いしたいと思います。

まず、大正池の耐震強度についてであります。建設からの経過年数を教えていただきたいと思います。大正池は震度 6 強程度の大地震に見舞われても大丈夫なのか。

2 点目は、南谷川の砂防堰堤の耐震強度についてであります。これも同じく、建設からの経過年数、それから、震度 6 強程度の大地震に見舞われても大丈夫なのかということ。

京都府は、上記二つのダムにつきまして、専門家による詳細な調査を実施したのでしょうか。実施済みの場合は、調査実施時期、調査結果はどのようになっているのか、お教え願いたいと思います。

2 点目であります。2 点目は、文化財の観光活用と保全対策についてであります。

本町には、古墳時代後期から奈良時代にかけての貴重な文化遺産が数多く存在いたします。我々には、この文化遺産を将来にわたって大切に保存する義務があります。現在、本町の町指定文化財はわずか4件にすぎません。年間50万人の入込客を目指す本町にとって、豊かな自然と数多くある文化財を町指定の文化財として登録し、説明板等を設置することにより、観光客誘致の目玉政策とすることが必要であると考えますが、現在の文化財指定の進捗状況とその保全対策についてお伺いいたします。

町長の施政方針にもうたわれております、「活力のある産業振興と観光・交流のまちづくり」の現在の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農業用ダム等の防震対策についてであります。一つ目の大正池の耐震強度につきましては、まず、大正池の建設からの経過年数は、昭和28年に被災し、昭和35年、府営災害復旧事業として築造され、55年が経過しております。

次に、大正池の安全性、耐震性につきましては、震度7の東日本大震災においても、大正池と同じ基準でつくられた重力式コンクリートダムで決壊したダムはないと聞き及んでいます。平成24年1月に、京都府から、ため池防災対策の第一人者である農村工学研究所施設資源部長に意見を伺われたところ、重力式コンクリートダムにおいて豪雨または地震が原因による決壊が皆無であることから、大正池においても決壊する可能性はないとのことを京都府より伺っております。なお、京都府におかれましては、さらに平成24年度に点検及びコンクリートの劣化状況について詳細調査を実施し、全体的に問題となる劣化状況は確認されなかったとのことであります。

2点目のうち、「活力のある産業振興と観光・交流のまちづくり」の現在の進捗状況についてであります。まず一つ目の「新しい産業の育成、支援と企業の誘致を進め、雇用機会の拡大に努めます」につきましては、白坂地区内において、第1工区では1社が建設中で、さらにもう1社も建設予定であ

ります。さらに、第2工区の予定地にも既に企業の問い合わせがあると伺っております。また、多賀西松ヶ花地区内においても2社の企業が進出を計画されております。

二つ目の「農林業関係団体との連携を密にし、都市近郊の立地条件を生かした農林業の推進に努めます」につきましては、農林業関係団体と連携し、担い手育成や新規就農者の支援のための京力農場プラン作成を進めているところであります。また、農地中間管理機構の活用を行い、都市近郊の立地条件を生かした農林業の推進に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の「商工関係団体への支援や連携により、地域商工業を活性化するまちづくりに努めます」につきましては、従来より、地元商店の活性化と消費者である住民の方々の生活支援のために商工会が実施しているプレミアム商品券の発行を助成してきましたが、平成28年度につきましても引き続き取り組んでいく予定であります。井手町商工会で地域のにぎわいを図るために開催されています百縁商店街につきましても、引き続き助成を行っていく予定であります。また、日本政策金融公庫からのマル経融資制度を利用し融資を受けられた地域中小企業への負担軽減や経営の安定化を図るため、当該融資に係る利子の一部を補給する利子補給制度の創設を行い、地域商工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

四つ目の「山背古道沿いの自然や景観など豊富な資源を生かし、観光振興に努めます」につきましては、現在京都府により取り組まれている「お茶の京都」におきまして、地域資源を活用した観光振興及び情報発信に向けた戦略的な交流拠点づくりを進めており、井手町では、自然や景観など豊富な資源を生かし、井手町まちづくりセンター椿坂を拠点といたしまして、現在、さまざまなまちづくり団体にご参画いただいて、まちづくりセンター椿坂周辺整備計画を作成中であり、今後、この計画に沿って事業を実施しながら、観光振興に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 1点目のご質問の二つ目の南谷川砂防堰堤の耐震強度についてであります。管理者である京都府に伺ったところ、建設からの経過年数につきましては、昭和18年3月の竣工であり、73年が経過しており

ます。

次に、震度6強程度の大地震に対する耐震性につきましては、堰堤高9メートルの南谷川砂防堰堤は、国土交通省が作成した技術指針に基づき安定計算が行われていること、並びに、平成7年1月17日に起きた兵庫県南部地震を受けて、砂防学会が同規模の堰堤を検証した結果、引張応力、圧縮応力及び滑動に対して安全性は確保されていることが確認されたことから、砂防設備の保持すべき耐震性能を有していると考えております。

なお、南谷川砂防堰堤と同様の堰堤高15メートル未満の堰堤は、震度7を記録した兵庫県南部地震をはじめ、過去に発生した大地震においても重大な被害は生じていないとのことであります。

次に、専門家による調査につきましては、平成25年7月31日に実施された京都府が業務委託したコンサルタントによる砂防設備点検において、問題がなかったと伺っております。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 高江社会教育課長。

社会教育課長（高江裕之） 2点目の文化財の観光活用と保全対策についてであります。町指定文化財は議員ご承知のとおり4件であります。なお、ほかに、府指定・登録等文化財に8件、国史跡に1件が指定・登録等されております。これら重要な文化財につきまして、保護するとともに、適宜、説明板を設置し、観光資源としても積極的に活用を図っております。

町指定文化財の指定の進捗状況につきましては、町内には多くの文化財が存在しますが、その歴史上価値等の評価や、指定要件に係るさらなる調査が必要なものなど、町指定に至るまでには時間を要する状況となっております。今後、慎重に調査を重ねるとともに、文化財保護審議会で専門的なご意見もいただき、町指定を進めていきたいと考えております。

また、町指定文化財の保全につきましては、町文化財保護条例により、所有者または管理団体が管理することとなっておりますが、町の方でも、適正な保存のために実施する事業に要する経費の一部について補助する制度を設けております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田 剛議員。

4番(岩田 剛) お伺いしていないことまで回答いただいて、ありがとうございます。

1番目の農業用ダムの防震対策であります。1月に読売新聞で一面トップ記事で出ておりました。「全国のため池3,000カ所決壊おそれ」という記事が載っておりました。そのうち、京都府の方は、点検完了がまだ済んでない、詳細調査が必要だというダムが85カ所あるということが出ておまして、地震とか豪雨対策が急がれるというふうなことになっておまして、この新聞記事によりますと、京都府は今、点検実施中というふうに書いてありますが、井手町にあるダムについては、この85カ所の中には入ってないんですかね。これ、調査中というふうになっておりますが。

いずれにしても、ダムの決壊というのは非常に大きな災害をもたらします。慎重に慎重を重ねて、絶対そういう決壊が起きないように形の保全を、京都府の方に要請をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、文化財の観光活用に関しては、ことし、予算書を見せていただきましたら、少し数字が入っておりますが、説明板の設置について予算を計上しておられます。予算委員会で質問した方がいいのかもわかりませんが、取りかえ、新設を含めて、何カ所ぐらい予定されておるんでしょうかね。それをお伺いしておきます。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) 今回の岩田議員の再質問の中で、点検完了、済んでいない箇所が85カ所というお話の部分なんですけども、確認の方をさせていただきたいと思うんですけども。ちょっと確認させてもらってお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) 観光案内板についての説明板ということによろしいでしょうか。

4番(岩田 剛) 文化財。来年度の予定を教えてください。何カ所ぐらい

設置されるのか。

議長（木村武壽） それは、また後で答えていただきます。予算のときにもね。

4 番（岩田 剛） 予算のときでもいいです。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。事前通告しております 2 点についてお伺いいたします。

1 番目として、府立特別支援学校開校後の周辺整備についてお伺いします。

平成 32 年 4 月開校に向けて、府立特別支援学校と町道 29 号線整備事業が、来年度から本格的に造成工事等が開始される予定です。本町にとっては貴重な開発事業であります。周辺地域西部は、本来農地として開拓され、優良作物が生産されていた地域と聞き及んでいます。しかし、現状は耕作放棄地がほとんどになっています。現地は景観も悪く、有害鳥獣の発生に悩まされています。

町内の幹線道路として整備される今回の貴重な事業後の周辺整備については、地権者の方の意向や土地利用の制約などあると思いますが、学校施設、住宅地、工業施設など、利用範囲の幅広い地域です。今回の支援学校建設と町道整備だけにとどまらず、周辺の土地利用を考えてはと思います。この件についての考えをお伺いします。

2 番目として、交通安全対策についてお伺いします。

全国各地で通学時の交通事故が起こっています。町内の通学路危険箇所は京都府の協力も得て随時整備されていますが、昨年 3 月現在で発行された町内あんしん・あんぜんマップでも、11カ所の交通危険箇所が指摘されています。この指摘に対する認識と今後の対応についてお伺いします。

指摘箇所の中で、府道 和東井手線と町道 54 号線（通称三軒坂）の合流三差路は、以前からニアミスラブル事項が数多く発生しています。停止線を電光点滅式などにして、昼夜を問わず、運転者が明確に停止線がわかるようにしてはと考えますが、対策についてお伺いします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の府立特別支援学校開校後の周辺整備についてであります。まずは開校に向けて町道の整備に全力を注ぐこととしており、開校後、この地域に求められる利用形態や地権者の方の意向も踏まえて、土地利用のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の交通安全対策についてであります。まず、井手町あんしん・あんぜんマップにつきましては、交番連絡協議会の委員や小学校のPTA役員などからの危険箇所や注意箇所などの意見を反映しながら、田辺警察署におきまして作成いただいたものであります。このマップは、交通安全をはじめ、防犯の観点から作成されており、地域住民の方に注意を呼びかけていただいていると認識いたしております。

今後の対応についてのお尋ねであります。平成24年4月に亀岡市において小学校登校途中の児童らが死傷するという痛ましい交通事故が発生したことを受け、本町において直ちに井手町交通安全対策緊急会議を設置し、現地で通学路の緊急点検を実施しながら、至急対応すべきものや中長期に計画すべきものを峻別して、今日まで計画的に安心・安全対策の事業として取り組んできております。

なお、当該マップのご指摘の箇所につきましては、それぞれの場所に応じた対応を、関係機関と連携しながら、安心・安全対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、府道と東井手線と町道54号線の合流三差路につきましては、以前にも安全対策への要望があったことから、警察に伝えたところ、内部で十分検討していただき、「とまれ」の標識の位置の変更や停止線を引き直すなど、実施していただいております。

今回、改めてご指摘をいただきましたので、再度、警察や京都府に、より効果的な方策があるのか否か検討していただくよう要望してまいりたいと考

えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 要望しておきます。

1点目については、答弁ありましたように、これからということで、現状は変わってない状況ですので、速やかに進むよう要望しておきますけど、今後の長期ビジョンとして、こういう総合的な周辺整備も考えていただきたいなと思います。

2点目についても、検討するというところで答弁いただきましたけども、現状も、関係者によって実態調査などをしていただいて、再度見ていただいて、対策をとっていただくことを望んで、質問を終わります。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前に通告していたとおり、質問させていただきます。

進路実現のための学力向上策についてであります。

日本は、ゆとり教育脱却後、低迷していた学力が再び向上に転じてきました。昨年、さらなる学力向上を図るため、小学校の教科書改訂が新たに実施されました。また、本年度も中学校の教科書の改訂が実施され、2020年度の完全実施を見据えて、学習指導要領も改訂されていきます。

そもそも、ゆとり教育に転じた要因には、いわゆる詰め込み教育により授業についてこられない児童・生徒が出てきたための改善策が挙げられます。

1980年から授業時間の削減、学習時間の精選による削減を内容とし、学習指導要領の改訂が実施されました。そのゆとり教育で削減された授業時間の中で、教科書改訂が繰り返され、学習内容は大幅にふえ、児童・生徒、教諭にかかってくる負担は相当なものだと考えられます。

また、ゆとり教育からは、学力低下だけではなく教育格差も生じました。経済的理由で塾に通える子供と通えない子供。本町には大きな学習塾がないため、子供が塾に通おうとすると、どうしても保護者の送迎等の負担が必要

となり、それができない家庭もあると思われます。

昨今、日本の貧困化は進んでおり、18歳未満の子供の貧困の割合は6人に1人と言われていています。このように経済格差からなる教育格差は、子供たちにはどうすることもできません。子育て教育にお金がかかるという経済的理由で子供をつくらない、ふやさない家庭もふえており、少子化の原因の一つになっています。現在、日本の社会は高学歴化し、大学への進学率は50%を超えています。その一方で、大学の授業料は年々増加しており、経済格差からなる教育格差はさらに広がりつつあります。

そのような中、平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。厚生労働省の生活困窮者自立支援制度では、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援授業を行うことがうたわれており、自治体が学習支援事業を実施するに当たり、費用の半分を国が補助するという制度で、昨年、既に300以上の自治体がこの学習支援事業を実施しているとお聞きします。

現在、本町の教育環境は大変すばらしい中にあると感じています。しかし、学力は伸び悩みを見せています。その要因の一つは、学校外での学習時間にあると考えられます。

そこでお伺いします。本町に住む全ての子供を対象にした、例えば無料塾のようなものを開講することはできないでしょうか。本町の誇れる「豊かな自然と教育のまち井手町」をPRしていけば、人口減少問題が叫ばれる本町にとって、人口増加につながる一つの要因になるのではないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 西島議員のご質問にお答えいたします。

進路実現のための学力向上策についてであります。議員ご指摘のとおり、さまざまな社会的・経済的状況の見られる中、学校外学習時間と学力との関連性が指摘されており、家庭と連携して、学校外でも児童・生徒が進んで学習に取り組む環境をいかに整えるかということが課題となっております。

まず、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度による学習会ではありますが、京都府が委託事業として、毎週土曜日の午後に、いづみ人権交流センターを会場に実施され、数名の生徒が参加していると伺っております。

本町におきましては、学力向上と進路実現に向け、日々の授業の充実はもとより、授業以外でも学習量を確保していくことが大切と考え、次のような取り組みを進めているところでございます。

一つ目は、児童館を活用した学習会です。小・中学校とも、週2回、年間約70回程度実施しており、宿題や学習プリント、各種検定の問題などを使った学習が行われています。さらにこれに加えて、児童館においては、11月から週2回、入試対策講座も実施しており、公立高校入試の過去問題を中心に演習と講義を行っております。

二つ目は、校内における取り組みの充実でございます。約4分の3の生徒が自主的に受講しているテスト前学習会や、児童館での取り組みにあわせて、校内でも別の日に行う入試対策講座、また、中学校入学時のつまずきの解消を図る中1振り返り集中学習などが計画的に実施されているところでございます。

三つ目は、家庭での学習習慣の定着と学習時間の確保を目指す取り組みであります。週ごとの学習内容を振り返らせる学習プリントを宿題に出し、毎週月曜日の6限目にテストを行うことによって、生徒にみずから習得状況を確認させ、さらなる努力を促すこととしております。

ご質問の無料塾についてでございますが、本町といたしましては、このように、現在、学校外での学習も含めて学力向上の取り組みを進めているところでございまして、まだまだ課題はございますが、これらの取り組みの一層の充実を図ることにより、個々の生徒の希望進路実現に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） ご答弁ありがとうございます。要望になります。

児童館、いづみ人権交流センターを使って、さまざまな事業をしていただいていますけれども、多賀地区の方とかは、なかなか距離的な問題があって来られないということもあると思いますので、その事業を移動教室のようにできるなら、多賀地区の方でも開催していただきたいと思います。

本町では、今教育長おっしゃられたように、さまざまな児童・生徒の学力向上に向けての事業が多くなされていて、今後、その効果を期待して、質問

を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（木村武壽） 次に、丸山久志議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 7番、丸山久志です。それでは、私の方からは1点、ボランティア団体やNPO法人などのサポート体制についてお伺いいたします。

現在、本町では、いろいろなボランティア団体やNPO法人などがまちづくりのために活動されていると聞いております。ですが、その多くが活動費捻出に苦勞されていると聞いております。

国や府では、こういった活動にいろいろな補助金が設けられておりますが、このような補助金に対する情報や申請の仕方など、サポートすることはできないでしょうか。また、町とタイアップした事業を展開するなど、その存在を町内外に知っていただくことによって、今後の人員確保にもつながるのではないかと思うのですが、町のお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

ボランティア団体、NPO法人等のサポート体制についてであります。井手町では、まちづくり協議会をはじめとするさまざまなボランティア団体がそれぞれの分野で活発に活動され、そのことが町の活性化につながっているものと喜んでいるところであります。

一つ目のご質問の、国や府の補助金に対する情報や申請のサポートにつきましては、地域住民が協力し合い、地域づくりを進める活動をされている団体から活動費に関するご相談をいただいた際には、京都府と京都府市町村振興協会とが実施する地域力再生プロジェクト支援事業交付金の申請の支援をいたしております。

同交付金は、地域に暮らす皆さんが協力して、自主的に、暮らしやすく魅力的な地域にしようとして取り組まれる地域力再生活動を支援するもので、交付率は、事業費300万円を上限に、それぞれ3分の1以内で補助されるものとなっております。また、同交付金が採択された事業の中で、本町のまちづ

くりに大きく貢献される事業につきましては、さらに、残りの事業費につきましても町から補助を行っております。

二つ目の、町とタイアップした事業展開により人員確保等につながるのではないかとのご質問ですが、冒頭でも申し上げたとおり、本町ではさまざまなボランティア団体がそれぞれの分野で活発に活動され、そのことが町の活性化につながっていることは、町としても大事なことと思っておりますので、これからも団体の声を聞き、より活発に活動ができるように支援してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 今答弁いただきましたように、今、さまざまなサポートもされていると聞いて安心をしておるわけですが、今後とも、さらにサポートしていただくことによって、町の活性化につながることに期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時05分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの岩田議員の再質問に対する答弁をお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 岩田議員の再質問につきまして、お答えさせていただきます。

ため池の点検完了が済んでいない85カ所の箇所につきまして、井手町のため池が入っているか入っていないかというご質問だったと思うんですけども、京都府によって行われましたため池一斉点検で、詳細調査が必要ということの判断をされた85カ所でありまして、井手町のため池につきましては、その85カ所には入っておりません。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。それでは、通告に基づきまして、3点にわたってご質問をさせていただきます。

1点目は、太陽光発電設備の安全対策についてです。

多賀山神地区に中規模の太陽光発電設備がつくられておりまして、現在、池谷地区の方にも拡張する工事が行われています。現場は茶畑や果樹園に囲まれた農業振興地域も含む場所ですが、どのような経過でこの場所に設備の設置が認められているのでしょうか。事業者名や全体の面積、パネル数、発電能力など、設備の概要を伺います。

50キロワット以上の出力の産業用発電設備を設置して利用するものには、電気事業法上、さまざまな義務が課されております。まず1番目に、経済産業省令で定める技術基準に適合するよう、電気工作物を維持する義務。二つ目に、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めて届け出る義務。3番目に、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、電気主任技術者を選任して届け出る義務が生じます。このような義務がこの事業所で守られているのでしょうか。

現場はかなり傾斜のある土地であるにもかかわらず、外観から見ますと、1メートル四方といいますか立方といいますか、大型のコンクリートブロック、いわゆるサイコロと呼ばれるような製品が置かれまして、その上にアルミ製と見られる架台とパネルがとめられているだけのように見えます。しかも、そのサイコロは2段、3段、現認したもので4段積んでいるところもありました。大雨や突風、地震などに耐えるものなのか。もしこのサイコロが落ちたり、パネルが飛ばされたりすれば、周りの良質な茶畑や果樹園、観光農園、農道、資材置き場などもございますが、農業従事者や通行人等に大きな被害が予想されます。十分安全な施工が行われているかどうか、町としてチェックするべきではありませんか。

このような設備の設置に関しては、周辺関係住民に説明会を行うなど、業者を指導する考えはありますか。

架台の一部が農道、一部町道もあると思いますが、を支える擁壁にボルトで固定されているという箇所もあります。町として、これにどのように対処されますか。

最近、町内では、ほかに小さな発電設備も非常に増えております。小さな設備であっても、管理責任者などの表示をさせ、連絡先等を明示するよう、事故等に備えて指導すべきではないか、伺います。

二つ目に、井手地区共同墓地の管理についてです。

最近、井手地区の共同墓地では、役場が管理している区域以外に、いわゆる括弧つきの墓地を設けて、区画を販売している者が見られます。

墓地埋葬法の施行以前にあった昔からの個人墓地などについての例外はあるものの、墓地埋葬法では、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」、「墓地を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあります。また、墓地埋葬法施行細則によりますと、墓地の經營は地方公共団体、宗教法人、公益法人以外は原則として行えないことになっています。

井手地区共同墓地に隣接して違法な墓地經營が行われているのではないのでしょうか。町として実態をどう把握されていますか。既に、この括弧つきの墓地を購入して、墳墓も設置された住民もごぞいます。今後どう対処されますか。

このような違法な墓地が出現する背景として、井手地区共同墓地が山間にわたるため、高齢化の中、墓参もままならないので、低いところに墓地を求めたいという強い住民要望があります。現在、墓地の使用権を持っている人には、町は新たな墓地の申し込みを認めていませんが、空き区画が残っているのであれば、場所を指定して、この区域より上の墓については、いわゆる墓じまいをすれば、新たな墓地の使用を認めるというように改善してはいかがでしょうか。現在、井手地区で空いている区画は何区画あるのでしょうか。

墓地埋葬法施行細則では、新たに墓地を設ける場合には、駐車場を墳墓数の10分の1以上設けるという規定もあります。井手地区共同墓地はこの規定ができる以前の施設であり、適用を受けないことはわかっていますが、駐車場は墓地には当然設けるべき施設ではありませんか。

また、トイレの設置や第2の水くみ場へ通じる中央通路、ここは非常に両側が高くなっていて、危険だという声があります。手すりやガードレールをその中央通路に設置する、あるいは南側墓地への第3の水くみ場の設置など、住民要望に応える考えはないか、お伺いします。

3点目に、カーブミラーの管理についてです。

町内の町所有のカーブミラーは、全部で何カ所、何枚あるのでしょうか。

中には、古くなって鏡面が汚れ傷ついて、用をなしていないというものも見られます。新しいものでも、冬場の朝など、凍結したり、水滴がついたりして見にくいという声がございます。鏡面の清掃や、腐食などの劣化はないか確認するなどの管理は、現在どのように行われていますか。

最近では技術の進歩で、特殊加工を施した防曇鏡が販売されています。若干単価は上がりますが、冬場の凍結にも有効で、汚れもつきにくいと聞いております。既に宇治田原町では導入が進んでおりまして、効果目があるというふうにお聞きをしているんですが、本町でも研究、導入してはどうか、お伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の太陽光発電設備の安全対策についてであります。まず、農業振興地域での設備設置につきましては、当該の設備が設置されております土地の地目が雑種地及び山林でありますので、問題はないものと考えております。また、太陽光発電設備の認定に係る権限は国にあり、事業者が直接、認定の申請を行い、設置されております。

次に、事業者名、全体の面積、パネル数、発電能力など、設備の概要につきましては、これらの項目のうち、事業者は有限会社ひかり商事であります。また、全体の面積など、他の項目については、事業者が国に直接、認定申請を行われているものでありますので、本町の知り得るものではありません。

それ以外のご質問につきましても、事業者が国に直接、認定の申請を行われているもので、本町の知り得るものではなく、お答えできません。

2点目の井手地区共同墓地の管理についてであります。まず、区画の販売につきましては、ご指摘の区画だと思われる区画について、関係者に聞き取りを行った結果、区画の貸し借りについては、販売という形ではなく、土地を貸す側が、預かり証の発行及び預かり金の受領を行う形でのやりとりであると聞いております。

次に、町として今後どう対処するかにつきましては、関係者に聞き取りを

行った結果、死体・焼骨は入っていないと聞いているところでありますので、法律上の墓地の経営に当たらないものと考えております。

次に、新たな墓の使用につきましては、以前にも谷田 操議員のご質問にお答えしておりますが、従来の町有墓地使用者は、井手町有井手地区共同墓地使用規程によりまして、新しい墓地の使用はできないと定められております。

次に、空いている区画は何区画あるのかにつきまして、平成28年2月29日現在、90区画であります。

次に、駐車場の設置につきましては、以前にも谷田 操議員のご質問にお答えしておりますが、お盆やお彼岸のときに混雑するときはありますが、一時的なものでありますので、設置は考えておりません。

次に、トイレの設置につきましては、以前にも谷田 操議員のご質問にお答えしておりますが、維持管理ができないことから、設置は無理だと考えております。

次に、手すり、ガードレールの設置につきましては、墓標の建てかえ等のため、業者が機械を入れて改装しておられるということから、手すり等をつけることにより機械が入れなくなると、工事費用が多額になり、住民の皆様にも多大なご負担をおかけすることも考えられますので、設置は考えておりません。

次に、第3の水くみ場の設置につきましては、新たに設置した第2水くみ場を利用いただければと考えておりますので、設置は考えておりません。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 1点目のご質問のうち、架台の一部が農道を支える擁壁にとめられていることにつきましては、町道であることから、現在、所有者と境界立ち会いを行うべく進めているところであります。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目のカーブミラーの管理についてであります。ま

ず、カーブミラーの箇所につきましては、517カ所、789枚であります。
カーブミラーの管理につきましては、区からの要望により、設置や修繕、交換等をしているところであります。

なお、防曇鏡の設置につきましては、地形的に山間部に住宅地がある宇治田原町では設置していると伺っておりますが、本町では山間部に位置していないことから、周辺市と同様に設置は考えておりません。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） まず、太陽光のことは置いておいて、先にお墓のことなんですけれども、これは墓地の経営じゃなくて区画の貸し借りやと、預り金を取ったりしたはるだけやというのは、完全に抜け道を町が認めることになりますよ。そういうことが構わないということになれば、周りの隣地をさらに切り開いて、これは貸し借りしているだけですということで、墓地、いわゆるお墓がふえていくことについて、構わないということなんですか。

今そういうことになっているそこはそうだけれども、やっぱりそれは望ましくない。違法とまでおっしゃらなくても、望ましくないじゃありませんか。役場が管理していない区域で、そういうふうにお墓ができていくことは。

今現在は遺体の埋葬とか焼骨の埋蔵とかが行われていなくても、そこにお墓を建てられる方は、当然、焼骨を入れるつもりで建ててはるわけですよ。それを、いざ今度そういうことになったときに、だめですよと、あなたのお骨はそこへは入れられませんと言う方が、むちゃな、役場としたら冷たい対応になると思いますよ。

今のうちに、それはあかんのやということで、違法と指摘されたら困るということで、貸し借りやと言ったはるのかもしれませんが、そんな抜け道を許したらあかんと思いますよ。

ペットの霊園ができるかもしれないというときに、非常に厳密な厳格な条例をつくりましたね。水源地にかからないようにとかね。あれを守ろうと思ったら、なかなか井手町にペット霊園をつくるのは、ほぼ難しいなと思うような厳格な条例でしたけども、人間のお墓は勝手につくっていいんですか。

そんな墓地として管理していないところ、貸し借りです。今は拝み墓なのかもしれませんよ。石だけ置いてある。だけど、そこへ焼骨を入れようとし

たら、だめですと言えるんですか。何百万もの墓石を据えられて、そこはだめなんですと、いざとなったときに言う方が、役場は何してたんやということになりますよ。

こんな抜け道を許したらだめです。やっぱり、そこはだめだということをはっきり言わないと。役場は認めてませんと、これはあかんのですということ、こういう調査をされたときにちゃんとおっしゃっているんですか。そこをちょっと確認したいと思います。

それと、カーブミラーの点ですが、井手町は山間部もございますよ。少なくとも、子供たちが学校へ朝、冬場、出かける時刻でも、もういてついていて見えないミラーもあるわけです。調査してみてください。その部分だけでも、通学路だけでも、特に府道に面しているようなところだけでも変えようとか、子供が府道を渡るようなところもあるわけですから、そういうところだけでも変えようとか、今、費用のことはおっしゃいませんでしたけれども、その789枚全部変えなくても、通学路だけでも取り組んだらどうかと。朝、凍ってるというようなところがあるかないか、通学路の調査をされたらどうでしょう。学校の安全のこともありますし。

3点目に太陽光発電のことですが、今おっしゃったように、法律上、町があずかり知らんということになっているんです。そこが問題なので、太陽光発電については、新しい産業なので、国も規制が追いついてないところがあるわけです。

それで、お答えになりませんでしたから、私が調べた範囲で申しますと、その現在問題にしている土地は、やっておられる業者は、京都府の自動車リサイクル業の許可も受けておられる業者です。本業は自動車の解体、廃棄タイヤの処理業等をずっとやっておられるわけですが、2年前から、太陽光発電事業に取り組まれるということで、登記簿も改訂されております。

そういう業者が、地元の業者が持っていた資材置き場だったところが転売、転売と、競売にかかりまして、現在の今言われた業者が所有をされておりますが、私も業者と直接お話しできていませんが、そこに電気の管理で来られていた技師さんに、一体これは何ワットあるのかとお聞きしただけですので、経産省の数字と正しいかどうかわかりませんが、1,250キロワットあると。1,000を超えると、いわゆるメガソーラーということになります。

平米数も、見たところしかわかりませんが、一番大きな山神5-2とい

う一筆だけでも4,500平米ありますから、全体を見渡すと1ヘクタールに近いような、今拡張しているところも含めば、それ近くなるような、かなり広大なもので、私、中規模の太陽光発電と書きましたが、これは大規模、メガソーラーです。パネルは、その業者いわく、3,000枚ずつ2回つけたということです、6,000枚はあるのではないかと思います。

そういう大規模なところでも、町が全然知らん間にそういう作業ができるということは、本当に今の法律が困ったところなのであって、2,000キロワットを超える設備であると、経産省に事前に工事計画書を出すことと、事前の設備点検をして、その報告を出すことが義務づけられているんです。しかし、2,000キロワットはないわけですから、そういうのは要らない。

だけど、50キロワットを超えれば、高圧の産業用設備であることには変わりないので、さまざまな規制、今述べたような規制があるわけですが、国の方でも、何とかしなあかんという声は上がっているわけで、ことし2月の国の衆議院の予算委員会の中でやりとりがありまして、去年の台風15号で九州の産業保安監督部の管内で、たくさん事故が起こっているわけです、太陽光発電のパネルが飛んだり。そういう事故について、今現在は、感電死傷や電気火災、500キロワット以上の設備が損壊した、発電所構外の家屋に損害を与えた、というものだけが事故報告の対象となっている。それでは実態がわからないので、国の方も、太陽光発電設備の事故実態をよりの確に把握するために、家屋の損傷の有無にかかわらず、発電所構外にパネルが飛散した場合については報告義務を課すことを検討しておりますということも国も答えているんです。

2,000キロワットを超えたところで事故がありましたかと聞くと、その九州の台風15号のときには、2,000キロワットを超えるような大きなところでは事故がなかったわけです。それはちゃんと工事計画書も事前に点検しているし、ちゃんとつけてあるということで、要するに、その規制のないところが危ないわけです。だから、一番危ない区画に入るの違うかと思って。

しかも、現地を見ていただいたらわかりますけど、きょう、写真を見せたりして、その実態をお知らせしたいということを議長にもお願いしたけども、井手町の議会はまだそれ認められてないということなんですけど、非常に高い擁壁、十五、六メートルを超える擁壁のさらに10メートル以上も上まで

足場を組んで、今、パネルをつける作業を外国人労働者の方がされています。安全装置といいますか、命綱のようなものも見えないし、下に歩いていけるような足場を組んでないんです。よじ登るだけの足場です。事故が起こったら、本当に大変なことになると思うんですけども。

こういうのも事前に届けが必要ないから起こるので、じゃあどうしたらいいか。国を待ってないで、やっぱり町としては、そのすき間を埋める努力をしないと、これからどんどんこういうことが起こってくるのではないか。山間部に広がっていった場合に、今のままだと役場素通りと、何の規制もできないということになります。

これでは非常に危険だということで、近隣の農地の方が申し出ておられるわけですから、何とかその安全対策等を指導するように、方法を考えたらどうでしょう。

例えば、住宅開発であれば開発指導要綱があるわけですね。そこに一項を設けて、太陽光発電の設備についても、事前に地元と協議を必要とするというようなことを加えて、規制の対象にする。こうやって、町道のところまでボルトをとめられたりして、何やってんねやという話になりますから、これは国も頑張っただけでもらわなあかんけれども、役場としても、そのすき間を埋めるために、お茶の京都も守らなあきませんし、茶畑への影響も心配です。ぜひ、今後検討してもらいたいと思うんです。

業者と接触はされているようですから、そういう指導に、安全なようにやってくださいよというようなことをちゃんと言われて、住民に迷惑かからないようにするというようなことをおっしゃっているのかどうか、そういう接触も全然されてないのか、ちょっとその辺は担当課にお聞きしたいと思います。

以上、再質問です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) まず、井手の共同墓地の件であります。谷田議員もご存じだと思うんですが、墓地、埋葬等に関する法律で、「墳墓とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう」、これは第2条第4号で定められております。また、引き続いて5号で、「この法律で墓地とは、墳墓を設けるために」ということになっております。

先ほど担当課長が答弁いたしましたように、死体もしくは焼骨が入ってない、埋葬されてない施設については、墳墓とは言わない。墳墓を設けるための墓地を規定している法律では、墓地ではないということになることから、当該土地のやりとりは私人同士のやりとりであると法令で定められているところがございますので、町としては法令等に従って処理をしているというところがございます。

また、ソーラーパネルにつきましても、先ほど担当課長が答弁いたしました、国の所管、認可の法令で決まっておりますので、それに基づいて事業者が手続、法令に基づいた手続をとられているということで承知しているところがございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田 操議員のカーブミラーのご質問でございます。

先ほども申しましたように、本町は山間部に位置している町ではございませんので、周辺市と同様に設置は考えておりません。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 質問に答えてもらってないんですけど、お墓の件は、そのまま認めるんですか、それはだめでしょう。そういうことで、貸し借りやったらどんどんやってもらったらいいですよということなんですか。

違法じゃなくても、今後、言うたら悪いですけど、買った人にしたら、骨は入れられませんよという条件で買ったはるというか、預り金を渡したはるとは思えないですから、その辺は調査が要りますよ。そんななったら、詐欺事件かもしれませんよ。

せやけど、いかんことでしょう。そこをはっきりしてくださいよ。指導すべきじゃないですか。そこに、構いません、どんどん区画を貸し借りして、広げてもらっても、上の方の墓地に行かれへんから、下に欲しいですという人がいはるねんから人助けや、どんどんやって、民地の民間のやりとりやから構へんというのですか。だめでしょう。

一旦そんなものが今できてしまったけど、いわゆる拝み墓、石をただ拝むだけで、骨が入ってなかったら、自分の庭にお地藏さんを立てても、それはいいです。それはそういうことやと。でも、今後、そういう焼骨の埋蔵を目

的には、貸し借りであってもだめですよということをちゃんと指導しているんですか。

そしたら、せっかくそこにお墓を買わはった方にしたら、それはだめなんやなと思って、また対応せんならんじゃないですか。そこら辺はやっぱりきちんと言わないと、これは議会の場ですから、貸し借りや預り金形式だからいいんですとなったというたら、もう全部いいということになりますよ。認めてしまうことになりますよ。よくない、それは指導しますということも言ってもらわないとあかんと思います。

太陽光発電の件ですが、国がやっていると言わはりますけど、国も、全国から問い合わせが相次いでいますので、ここでこんな事故が起こっているけど、それ、誰がやってるんやというような問い合わせが来るんです。だから、問い合わせに答えるルートをつくろうとされておりまして。ネットで問い合わせできるようにしようというのをつくろうとしたはるんですが、それもまだできないので、国会議員を通じて経産省の方にお伺いしました。

そうすると、市町村から京都府の担当課に、ここでやっている太陽光発電の業者についての情報を提供してくださいと京都府の担当課にお願いすれば、京都府の担当課は近畿産業保安監督部の方に書面で、こういう業者についての情報を下さいということ言えば、都道府県には返事しますと。業者は営利目的でやったはるわけですから、その商売を邪魔するというようなことはなかなか難しいわけで、経産省も苦しいところなんですけども、そういう問い合わせがいっぱい来るから、それについては答えるルートも、ちゃんと全国知事会の方にそういうふうに答えてはるんです。

だから、山田啓二知事に聞いたら知ったはると思いますので、その辺は、こうやって住民から不安の声が上がっているんですから、本当に私の言っているとおおり1,250キロワットあるのか、6,000枚もパネルついているのか、1ヘクタールもあるのか、あれ拡張していかはったらどこまで行くのかと、そういうことをちゃんと住民の不安に応えるように、町も問い合わせをしてください。今後、国がやっていることやと言わんと、こういう要望が出ているんだから、問い合わせをしていただけますね。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 井手町の共同墓地の関係であります、先ほど法律を

説明させていただいたのは、預り金どうのこうのということを説明した覚えはございません。埋葬に関する法律第2条第4項、5項で該当しないというふうに思われるということで、答えたところであります。

また、太陽光パネルにつきましては、先ほどお答えしたとおり、認可するのが国でございますので、国の方で所管されて、適切に処理されているというふうに承知をしているところでございます。

9番（谷田 操） 聞いたことに答えてください。その調査をするんですか。国に問い合わせしてください。どうですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 問い合わせする根拠も必要性も考えておりません。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

9番（谷田 操） 一番身近な役場が対応しないと、住民の人はみんな苦情は役場に言ってきはるわけで、パネルが落ちて飛んできたというようなこととか。本当に整然とやったはるところだったら心配しないですよ。最近、小規模なところもふえていますよね。でも、きれいに並んでいるし、効率よく発電されているなという感じがしますが、そこは違うんですよ。あっち向いたり、こっち向いたり、パネルも大体北向きですし、東側は鬱蒼と森が茂ってますし、だから高い高い台を置いてパネルをつけているわけで、そういうことをやったはる業者だということなんです。ほっといたらあかんと思いますよ。問い合わせで、きちっと対応した方がいいと思います。

墓地の件は、預り金は置いといて、拝み墓なら、骨が入ってない墓なら、それはどこに建ててもいいんだから、規制の対象と違うと言わはるか知らんけど、じゃ、今後、そういうところを墓地としてつくっていくわけにはいかない。拝み墓であっても、中を見て、本当に骨が入ってないかどうか、常時点検するわけにはいかないんですから、望ましくないのは望ましくないですよ。そういう規制をきちんとやるべきです。そうでないと、住民の信頼がなくなると思います。井手町は墓もまともに守ってくれはらへんところやということになったら、本当に大変なことです。きちっと対応してください。

以上です。

議長（木村武壽） これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、議案第12号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第12号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第12号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第12号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第12号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第13号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第13号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第13号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第14号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第14号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって、議案第14号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第15号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司)

(議案第15号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第15号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第15号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第15号は同意することに決定しました。

次に、日程第9、議案第1号、井手町行政不服審査法施行条例制定の件、日程第10、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件の2件を一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第1号及び議案第2号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第1号及び議案第2号の質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田です。

今回、行政不服審査法が久方ぶりに全部改正ということになりましたので、それに合わせて条例を制定したり、つくり直したりということですが、基本的に、今までやったら不服申し立てというのをして、それが却下されたりした場合は、また上級庁に審査請求という手続になっていたのが、第1段階の不服申し立てというのがなくなるということだと思っただけですね。具体的に、町の処分、例えば、税金をあなたにこれこれ課しますよという、それも処分ですから、それに不服があるといった場合、今度新たにできた条例では、どういう形でその不服に対する、審査請求と今度はなるわけですが、どういう流れで審査されていくのか、ご説明をわかりやすくお願いしたい。

それと、その適用除外にしたいというのがありますね。情報関係の情報公開条例や個人情報保護条例の方は、その行政不服審査法の適用を除外するという一文があるわけですが、そうすると、全くこれまでどおりということになるのか。行政不服審査法で新たに認められるようになった、関係者が一堂に会して意見陳述を行うとか、そういうことはこの情報2条例ではできないまま、行政不服審査法の改正点で申立人の参加が広がった分、井手町の情報2条例では、それは広がらない、従来どおりということなのか、お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、審査請求の流れについてでございますが、何らかの行政処分、住民

の方が処分を受けられて、その内容について審査を願いたいというふうなことであった場合は、まず、私ども総務課の担当課に届け出をいただくと。その裁決を、事情聴取をしながら、裁決なりの案をつくったときに、もちろん実施機関の長に案としては提示します。その提示したものを第三者機関に諮問をされて、そして答申を実施機関の長としてはいただくことになります。それを尊重して裁決を決定するというふうな流れになるのが、今回の行政不服審査法の新たな法律に基づくものになります。

続きまして、情報公開条例とか個人情報保護条例も含めてですけれども、こちらについてはもちろん適用除外ということでございますので、現行の制度をそのまま情報公開、個人情報保護の関係については引き継がれるものというふうに理解しております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 処分といったら何か怒られることみたいですけど、そうじゃなくて、例えば税金あなたは幾らですよと決めることも処分なので、それに不満があったりすると、これからは、最初から審査請求というのを出しなさいということですね。それは総務に出す。じゃ、それは誰が審理するんですか。

この第1号の施行条例ですけども、不服審査会というのは、置くことができる規定ではなく、置くわけですね。だから、必ず諮問しなければならないということに解しているんですか。

町村の場合、簡易な手続でいいとか言って、また、第三者委員会をせっかくつくっても、そこへ審査を求めないというのでは何にもならないんですけども、申し立てがあれば、審査請求があれば、必ず第三者委員会を、いわゆるこの不服審査会を開くということですね。そこを確認したい。

その前に審理制度というのが始まりますけども、その審理員になるのは誰なのか。今、総務に届けると言われましたけども、さっき税金の話をしたからあれですけど、例えば、総務に係ることで、総務課の所管事項で審査請求が出る場合もあるわけですね。その審理をまずする人は誰なのか。

ここで言う不服審査会の審査員、5人以内となっておりますけども、こういう

1 ページの4条の2のところにある、「審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する」と、こうなっているわけですね。そういう方の確保が本当にできるのかという点がもう1点。

いずれにしても、これ、第2条にあるように、町長の附属機関なわけですね。町がやった処分に不満ですよと審査を請求するんだけど、結局、町長の附属機関に審査してもらおうというのでは、いくら担当課を変えて審理をしたとしても、公平性・透明性の担保ということでは大いに不十分なんじゃないかと思いますけれども、その点はどうお考えですか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、この条例で提案をさせていただいてます審査会のものにつきましては、行政不服審査法第81条第2項におきまして、地方公共団体における不服申し立ての状況等に鑑みて、機関を常時置くことが困難であるときは、条例で定めるところによって、その事件、事案が出てきたときに機関を置くことができるということでございます。そういうことで今回は条例提案をさせていただいております。

あと、審査会、5名以内ということで上がってますけれども、こちらにつきましては、案件があれば、弁護士であるとか大学教授などの学識経験者、また町内有識者等で構成をされるものと考えておりまして、近隣の町にあってもそのように対応するというふうに伺っております。

あと、処分といいますか、いろいろ決定をしたところが同じ部局でないのか、そこは審査ができるのかというご質問だと思いますけれども、国の方からのそういう問答集では、具体的な判断はもちろん地方公共団体に委ねられているものとなるということではありますが、法の趣旨に鑑みて、客観性・公平性の確保をしながら、組織体制等の実情を踏まえて適切に判断していただきたいとのことですので、法の趣旨に沿って、その事案によって対応をしていくことになろうかと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 今の話だと、不服審査会というのは、常時はいやらへん、事件があったときに置くことができるというのやったら、置かないで、もう処分庁だけで、処分したその担当だけで、担当を変えて審理だけしたら終わりということだってあり得るといふのやったら、結局、国の審査会をつくりましょうというふうになった趣旨が生かされないじゃないですか。そういうものなんですか。

例えば、2年前に、選挙の問題にかかわって、選挙管理委員会に不服申し立てを私しました。そしたら、まずそれは、その選挙管理委員会の中でもう審理を、今までだって、そういう審理をして却下すると。仕方なく、上級庁に審査請求をするという、そういう流れしかなかったわけですよ。

情報公開については違うわけですよ。井手町でも情報公開審査会が開かれているわけですね。だから、その情報公開の仕組みはまだ進んでいたといふふうに思うんですけれども、それにしても、今回の国の、第三者機関を設けて、一堂に会した意見交換の場も持つというような、そういうところはもう適用除外にしてしまうといふんだったら、かえって、国の法律が変わっても、井手町は後退するということにならないんですか。

この間、いじめ問題で井手町が新聞に載りました。そのときでも、いじめ調査委員会というのは、すごい鳴り物入りでつくったわけですよ、その前にね。しかし、それは開かれていなかったといふふうにお聞きしたんですけど、結局、そういうものを置いても、置くことができる規定で置いても、実際開かない、実際そこへ諮問しないといふんだったら、絵に描いた餅じゃないですか。これ、本当に審査会というのは置くことができるだけであって、審査請求が出ても置かないといふことがあるんですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

私が先ほど申し上げましたのは、行政不服審査法第81条第2項で、「条例の定めるところにより、機関を置くこととする」となっておりますので、条例の中で「置く」と書いてますので、置くということです。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 1ページの16条のところに書いてますよね。「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、情報公開審査会に諮問しなければならない」と、こうなっているわけですね、情報公開の場合は。これと同じように、審査会の場合も遅滞なく。情報公開の場合は、もう明らかに却下せなあかんものだとか、明らかに全部見せなあかんものだという場合以外は審査会を開きますという規定がちゃんとあるわけですね。

今回のいわゆる審査会の方の諮問というのは、条例を定めて置くことができる。だから、そういう審査請求が起こったら、必ず諮問するんですね。情報公開や個人情報保護はもともとあるけれども、さっき言ったような選管の異議申し立てなんかが出たりした場合も、異議申し立てじゃなくて今度は審査請求ですから、審査請求が出たら、必ず審査会を開くんですね。それを確認したいんです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

行政不服審査法では第43条で、意見書を、意見があるときの提出を受けたときには審査会にかけるということをございますので、必ず開くということになるかと思えます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) もう1回、審理員と不服審査会の第三者機関の方の委員の資格というか、その確認です。審理員は、総務の担当以外の所管であれば総務課がやる。すなわち、総務課長が審理員となるということですか。審理委員長というのがまた別にあるのでしょうか。

それと、不服審査会の方で、よその市とかの説明を見ますと、職員のOBを充てるというふうなことを答弁されているところもあるんですが、井手町の場合、5名以内ですから、一体何人になるのか。規則を何人にしようとしているのか。職員のOBとか、法律に詳しい、卓越した見識がある方がO

Bにおられるんやったら、そういう方ということなのか、OBを委嘱するつもりがあるのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 行政不服審査法に基づく委員につきましては、条例が議決いただいた後に、5名以内でそれぞれ有識者を充てていくということで、条例に規定しております該当者をそのときに選定して行っていく。先ほど担当課長がお答えしたように、その一例として弁護士、また大学の先生等を一例として出したところでございます。事件ごとに審査会を設けますので、そういう形で、その都度ごとに委員をお願いしていくということになってこようかというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 審理員につきましては、総務課の私になるというふうに考えております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 今、議題となっております、議案第1号の井手町行政不服審査法施行条例制定の件と第2号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、2件に反対の立場で討論いたします。

この条例制定及び改正というのは、行政不服審査法の施行に伴う整備であるわけですが、行政不服審査制度というのは、行政処分に関して、国民がその見直しを求めて行政庁に不服を申し立てるという手続であります。国も地方公共団体も、原則、全ての行政分野対象となるわけですが、これまで異議申し立て制度があったものも審査請求に一元化されるということになりました。国の主張は、簡易、迅速、手続保障の水準が向上すると言われていたんですが、審査請求の前に前置されていた異議申し立てが廃止されることにな

り、再調査にとどまったり、異議申し立てにはあった参考人の陳述や鑑定の要求とか、処分庁による検証、審査請求人または参加人を審尋する、尋問する、お話を聞くという、そういう手続が廃止になってしまいます。これは、簡易になったとしても、国民の権利・利益の救済にとっては後退と言わざるを得ません。

さらに、本町の条例に関して申しますと、審査の公正性を真に担保するというのであれば、処分を行った同じ行政庁や、上級庁も含めて、完全に切り離れた独立した第三者機関というのであれば、まだ公平性・透明性も中立性も担保されるかもしれませんが、結局、町長の附属機関ということで、町長が委員を委嘱するというような形になれば、第三者機関というような中立性・公平性を担保するということにはほど遠いのではないかと。

以上、非常に不十分だということで反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町行政不服審査法施行条例制定の件を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第3号、井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第3号を朗読説明）

議長（木村武壽） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時30分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第12、議案第8号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第8号を朗読説明）

議長（木村武壽） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 職員給与と特別職の期末手当等が一括で出てきてますので、かなり性格は違うと思うんですけれども、職員給与の方でお伺いします。

人勧が実施されたことに伴うということでしたが、人勧のアップ率が何%で、井手町もその同じパーセントなのかどうか。

それと、国の方は総合的な見直しでかなり下がったわけですね。そのときに井手町も合わせて下げていると思うんです。だから、それを今回、国に合わせてまた上がるということで、当然のことだとは思いますが、よその自治体はばらばらだと思うんですね。近隣との整合性はどうなっているのか。それと、職員組合との話し合いはどのように行われて、合意しているのか。ここで言うベースアップや勤勉手当、期末手当以外の部分で、何か今回、処遇が変わる点があるのかどうか。これでラスパイレス指数はどうなるのかをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) まず、私の方からは、職員組合との話し合いのご質問でございますので、過日、2月に入りましてから、職員組合と、今回の条例を提案するに当たり、話し合いを全員団交という形で持ちまして、合意を得て今回提出しているものでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回、給与表を改正するわけでございますけれども、本町も同じく国と同様の0.36%引き上げの表で適用しておるということであります。

ラスパイレスについては、まだそちらの方までは、こちらの方もまだ確認しておりませんので、ただ、国と同じように準拠するということでもありますので、同じぐらいの率になるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 賛成の立場で討論を行います。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、人事院勧告

どおりに職員のベースアップ及び勤勉手当・期末手当の見直しということで、当然の処置ではありますが、ベースアップということで賛成をするわけですが、同時に出てきている特別職の期末手当の引き上げですけれども、職員は勤勉に働いて勤勉手当をいただいているんですよ。特別職は勤勉にやっけて当たり前ですから、勤勉手当というのはいないわけです。勤勉手当のない分、期末手当の分だけですけども上げるということですけども、特別職については生活給とは違いますので、しかも、町長や副町長、教育長は大変高額のお給料をもらっておられますので、その率の改定は必要ないと思いますけれども、職員の処遇改善が主なものでありますので、賛成をしたいと思います。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第8号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第16号、平成27年度井手町一般会計補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第16号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ページ数で言いまして13ページの交流人口拡大・定住促進プロジェクトというのと、16ページ、生涯活躍のまちプロジェクトと

いう二つのプロジェクトというやつ、それと、20ページ、お茶の京都広域観光振興事業、同じく20ページの山背古道広域観光振興事業、この四つは加速化交付金で行われるということで繰り越しにもなっていますから、これからだとは思いますが、プロジェクトという名前でどういうふうな進め方をされるのか。

例えば交流人口拡大・定住促進、13ページでいきますと、委託料が450万ということなんです。だから、またどなたかに委託をされる、コンサルにまたお願いをするということなのか、空き家対策をやるという話でしたけど、空き家の調査というのは今年度やられたと思うんです。その成果を踏まえてやらなアカンと思うんですけれども、その空き家調査の結果はどういう状況だったのか。この委託ということで、そういうコンサルにまた何かお任せということになるのか。

それと、先ほど言いました16ページの生涯活躍のまちプロジェクトも、委託料が631万あって、工事請負費は974万、負担金補助及び交付金380万、この辺が大きい数字なんですけれども、普通、工事をこの予算でやりますよという、どこどこでこんな工事をやりますという事業説明もしていただいているわけですけども、そういうのもない。またプロポーザル方式とかで、それも含めて全部、コンサルに提案までしてもらってやるんやということなのか。やり方、進め方をお尋ねしたいと思います。

それと、20ページのお茶の京都と山背古道でも、お茶の京都は京都府との共同事業ということですから、この委託というのは府の方に委託をされるのか。工事請負でどんな工事をされるのか。山背古道についても、負担金補助及び交付金が大きいということは、山背古道の広域推進協議会か何か、やってくださいという形でお金を払うという、そういうものなのか。町の独自のやり方というのは何かあるんですか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

交付金を使った四つの事業に対するご質問でございますが、先ほど、概要につきましては、一般質問での岡田議員のご質問でお答えしたとおりではありますが、その中の費用につきましてご説明申し上げます。

まず、交流人口拡大の関係を言いますと、空き家を活用した事業というこ

とで、先ほども申しました、現在進めております空き家の実態調査、まだ、今現在、結果は出ておりませんが、調査中でございます。その結果をもとに、適切な管理が行われていない空き家につきましては、法で定める特定空き家の判断業務の取り組み、こういったものを委託してまいりたいと考えております。

適切な管理が行われており、空き家の活用ができるもの、そういったものについては、空き家再生支援の取り組みということで、空き家ということでご相談いただいている中でも、空き家を活用したいけど、なかなかそこまで行ってないというような相談も受けているところから、それを支援していく取り組みの費用、こういったものについても、委託ということで費用を計上いたしております。

次に、生涯活躍のまちプロジェクトの予算の詳細のお話ですが、まず、工事の関係でも一般質問でもお答えいたしましたとおり、保健センターの改修を予算で予定しております、工事箇所につきましては保健センターということでお願いしたいと思います。また、費用の内訳で委託料が多いというお話でした。この委託料につきましては、高齢者の方々にいつまでも元気でいていただくということで、高齢者の方々に対する高齢者元気塾と言われる高齢者教室の費用の委託でありましたり、また、先ほども申しましたが、若い方々についても、健康に気をつけていただくということで、20歳からの健康づくり事業ということで、そういった費用につきましても、こちらの委託の方で計上しているところでございます。

あと、広域の分ということで今お話しいただきました、お茶の京都観光事業でもいろんな費用が入っているがということですが、まず、先ほども申しました広域的な事業としては、「お茶の京都DMO」と言われる、そういう広域の商社の組織をつくるに当たっては、負担金ということで費用を上げておりますが、それ以外の費用といたしましても、井手町の取り組みといたしまして、まずは玉川の水を活用した取り組みということで、まちづくりセンターの近くで井戸を掘削してみようということでございます。玉川は名水百選であり、玉水という駅もある中で、井手町は古くから水の由縁がありますので、そういった水を生かした事業をあの周辺で行っていきたいということで、井戸の掘削費用を工事請負費で計上いたしております。

そのほかにつきましても、現在、お茶の京都の策定計画でありましたり、

お茶の京都マスタープランで挙げております事業の執行について、こちらの方で予算計上させていただいているところがございます。

あと、山背古道の費用につきまして、負担金が多いのではないかというお話でしたが、山背古道は木津川市と本町、城陽市とで山背古道推進協議会をつくっておりますので、その3市町の連携事業につきましては、負担金という形で計上いたしております。そのほかにも、山背古道沿線を盛り上げていく事業ということで、本町で言いますと、春の時期の桜でありましたり、また秋のイベントでありましたり、そういったことも関連事業として今回申請しているところがございます。

以上が費用の概要でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今の説明のうち、空き家の件ですけど、まだ調査中ということですが、特定空き家かどうかの判断をどなたかに委託しないと決められないものか。本町は税情報、固定資産税を誰が払ったはるか、それをわかるわけですよね。水道を使っているかどうかとか、水道料金でわかるわけでしょう。そういうことが判断材料になると前も聞きましたけども、それを委託料をわざわざ払って、特定空き家かどうかの判断を誰かに委ねなくても、町でできるんじゃないですか。その方が迅速に進むと思うんですよ。とにかく空き家対策は急がれていますので、倒れかかっているような老朽建物を早く何とかしてくれという声が非常に強いわけで、これからまた判断を誰かに委ねて、それからやと言われたら、すごい道のりが遠いと思うんですけども、これで時間かかり過ぎないですか。自分でできないんでしょうか。

それと、次に行きまして、23ページに消防の委託料が上がっています。常備消防の委託については京田辺の方をお願いをしていますので、年度当初に委託料を決めて払っていると思うんですが、これ、補正が必要になったのはなぜか、何の分の費用なのか、お尋ねします。

まず、それでお願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 特定空き家についてのご質問であります、今現在や

っておりますのは、先ほど担当課長がお答えしましたように、井手町全域でどの家屋が空き家かということ、地図情報なりを全部データ化する委託をしております。その中で、特定空き家と思われるものを抜き出しまして、その後、町として指導・勧告という法手続をとっていくに当たって、そういう技術的な目で見えた指針がございまして、それを一つずつ全部チェックをしていただく専門の人に委託をするということで予定しているところでございまして、基準があるのに、外から見て、これは倒れそうやなという簡単なものではないということでもあります。国交省で一定のマニュアルを示されて、それに基づいて調査項目がございまして、それを、きちっと特定空き家と思われる家屋に出向いて調査をして、その後に、町として思われるところについては所有者を確定しながら、その行政指導をし、次に勧告をして、何もされない場合は、その後、撤去に向けた行政手続をとっていくということになりますので、まず第一弾的に、技術的にその判断をする必要があるということから、委託を組んで専門的な方に見てもらおうというところでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

消防委託料の関係でございしますが、こちらは平成26年度の費用の追加分でございます。ちなみに、前年度確定したものを精算するのに、次年度に精算をしているということでございますので、この434万8,000円というのは、26年度中ですね、大まか前年度の実績なりを確認しながら予算を組むように京田辺市の消防本部からは通知が来ますけれども、例えば26年でいきますと、人勧による期末・勤勉手当の増加であるとか、共済組合の負担率の増加によるというふうなことの要因があつて、26年度の精算をするに足らなかったということでもありますので、追加をさせていただくものであります。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 空き家の件は、そういう技術的なことが必要やというのは、よくわかります。でも、報道なんかで、京都市内ではもう既に強制撤去

が始まったりもしているのです、住民の方は、もう以前からずっと懸案になっている空き家があるのは、あれはどうなるんやということで注目されておられますし、急いでほしいということです。

それと、別の質問で、ページ数で言いまして13ページの一番下に、情報セキュリティ強化対策事業ということで備品購入の費用が上がっています。これは、委託もありますけれども、どういうことをどなたに委託して、備品は何を買われるのか。

それと、次の15ページ、個人番号カード交付事業が133万上がっていますが、これは何名分のカード交付の費用なのか。現在まで交付の申請というのは何件あったのか、お尋ねします。

そのすぐ下で選挙人名簿システム改修というのがありますが、つい去年の12月でしたかにもシステム改修があって、またということですが、参議院選挙において18歳選挙権が導入されますけれども、18歳、19歳の人口というのは非常に異動の多い時期と当たりますので、3カ月間井手町に住んでいても、実際、選挙人名簿に登録される時期にはよそへ移っておられるというふうな方が選挙できなくなるというような事態が指摘されて、法律が改正されたと思うんです。それに伴う整備をされているのかどうか。

そういう場合に、いずれにしても、帰ってきてもらって投票しなあかん、あるいは不在者投票をしてもらわなあかんということになるので、お若い方にとっては非常にハードルが高いんじゃないかと思うんですが、そういう点についての町の対応を何か考えておられるのか、お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 私の方からは、13ページの情報セキュリティ強化対策事業につきましてご説明申し上げます。

本事業につきましては、国において、日本年金機構の個人情報流出事案を受けまして、国の方から、サイバー攻撃が急速に複雑化、巧妙化している中で、全国統一的なセキュリティ対策を抜本的に強化するように通知がございました。それを受けて、国の方でも補正予算で所要額を計上されまして、本町におきましても、今回補正予算で取り組んでまいるところでございます。

また、備品につきましては、平成28年度が本町のサーバー機器の更新時期に当たるために、今回のこの事業とあわせて、より効果的に事業を進める

ために、補正予算で計上いたしているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 谷田 操議員のご質問に、私の方からは個人番号カード交付事業についてお答えさせていただきます。

何名分のカードということですが、井手町で何名分のカードというふうな形での金額を示されているものではありませんので、カードの人数分はちょっとわからないんですけれども、今現在、井手町で交付申請をされている件数は、2月29日現在、350件ということで見込みが出ております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回の選挙の補正でございますけれども、おっしゃっていただきましたように、今回は、18歳から19歳の方が、居住歴が3カ月以上あった場合、選挙権を有するというふうなことのシステム改修でございます。

ただ、井手町として、不在者投票なり帰ってきてもらうなどということについて対応は考えているのかにつきましては、公選法上にのっとった手続をしていくことということになりますので、それに基づいて対応していくということになるかと考えております。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第16号、平成27年度井手町一般会計補正予算(第4回)を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号、平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第17号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第17号、平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第18号、平成27年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第18号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第18号、平成27年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第19号、平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第19号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 5ページですが、歳入に寄附金という項目がありますけれども、どなたからどういうことで寄附をいただいたんでしょうか。1件だけですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問でございます。

多賀地区の東北河原地内におきまして、倉庫を建設されたことに伴う開発
分担協力金の寄附金でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第19号、平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別
会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第19号は原案のと
おり可決されました。

次に、日程第17、議案第20号、平成27年度井手町介護保険特別会計
補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第20号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第20号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算

(第4回)を採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第21号、平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第21号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 7ページの総務費で一般管理費の委託料が630万円も減額になっているんですけれども、これはどういう理由でしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまの委託料の減額の理由でございませぬけども、支援学校等の編入するための事業計画の変更を今発注しておりますけども、その落札減を今回補正で減額させていただいたところでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第21号、平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補

正予算（第3回）を採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月10日午前10時から会議を開きます。よろしくお願いいたします。

散会 午後 3時49分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩 田 剛

署名議員 谷 田 操